

## 最適給与の計算結果明細

高年齢雇用継続給付は、60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者で、賃金月額が60歳到達時の賃金額が85%未満に低下した人に対し支給されます。(被保険者期間5年以上必要)

在職老齢年金は厚生年金被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金が標準報酬月額に応じ年金の一部が調整される仕組みとなっています。

そして65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、この高年齢雇用継続給付の支給を受けられる場合には、在職老齢年金による調整に加えて、高年齢雇用継続給付と年金額の支給調整が行われます。

下記は田中 一朗(60歳時)様の高年齢雇用継続給付が受けられる範囲で、手取額が最高となる月額給その給与に対する在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金の明細です。

在職老齢年金 額	
基本年金額	960,000 ①基金代行分含む
加給年金額	0 ②
合計年金額	960,000 ③=①+②
年金月額	80,000 ④=①/12
年金基本月額	64,000 ⑤=①/12×80%
上記標準報酬月額	200,000 ⑥
合計額	264,000 ⑦=⑤+⑥
支給停止額(年額)	456,000 ⑧
支給停止額(月額)	38,000 ⑨=⑧/12
在職老齢年金(年額)	504,000 ⑩=⑦-⑧
加給年金額(年額)	0 ⑪
ダウン率	62.50
雇用継続調整額(年額)	240,000 ⑫
年金支給額(年額)	264,000 ⑬=(⑩+⑪-⑫)
年金支給額(月額)	22,000 ⑭=⑬/12

雇用継続給付 額	
60歳登録賃金	320,000
減額率	65.31%
計算額	48,007
60歳到達日	H14.3.31
65歳到達日	H19.3.31
支給率	22.97%
継続給付支給額	48,007

合計 額	
給与月額	209,000
在職老齢年金	22,000
基金プラスアルファ	0
継続給付金	48,007
総合計	279,007
健康保険	9,570
厚生年金	17,350
雇用保険	1,242
社会保険計	28,162
源泉所得税	2,740
住民税	
その他控除	
控除計	30,902
手取合計額	248,105

基金がある場合には上記年金額に代行部分を含み計算されています。

上記計算のとおり

田中 一朗(60歳時)様の給与を月額 209,000円 にすると

在職老齢年金(基金含む)	22,000
高年齢雇用継続給付	48,007
給与月額	209,000
年金、給付金、給与合計	279,007

社会保険(雇用保険含む)	28,162
所得税(給与及び年金)	2,740
控除合計	30,902
手取額	248,105

となります。

上記はすべて月額に換算してあります。実際の支給は老齢年金、雇用継続給付とも2ヶ月単位の支給となります。

手取額についても、住民税やその他控除は含んでいません。

年金にかかる源泉税額は「扶養控除申告書」を提出していないものとして算出しています。

なお、計算過程で端数処理を行っていますので実際の支給額とは異なります。